

筑波大学図書集

嘉广郡
穗波郡

九

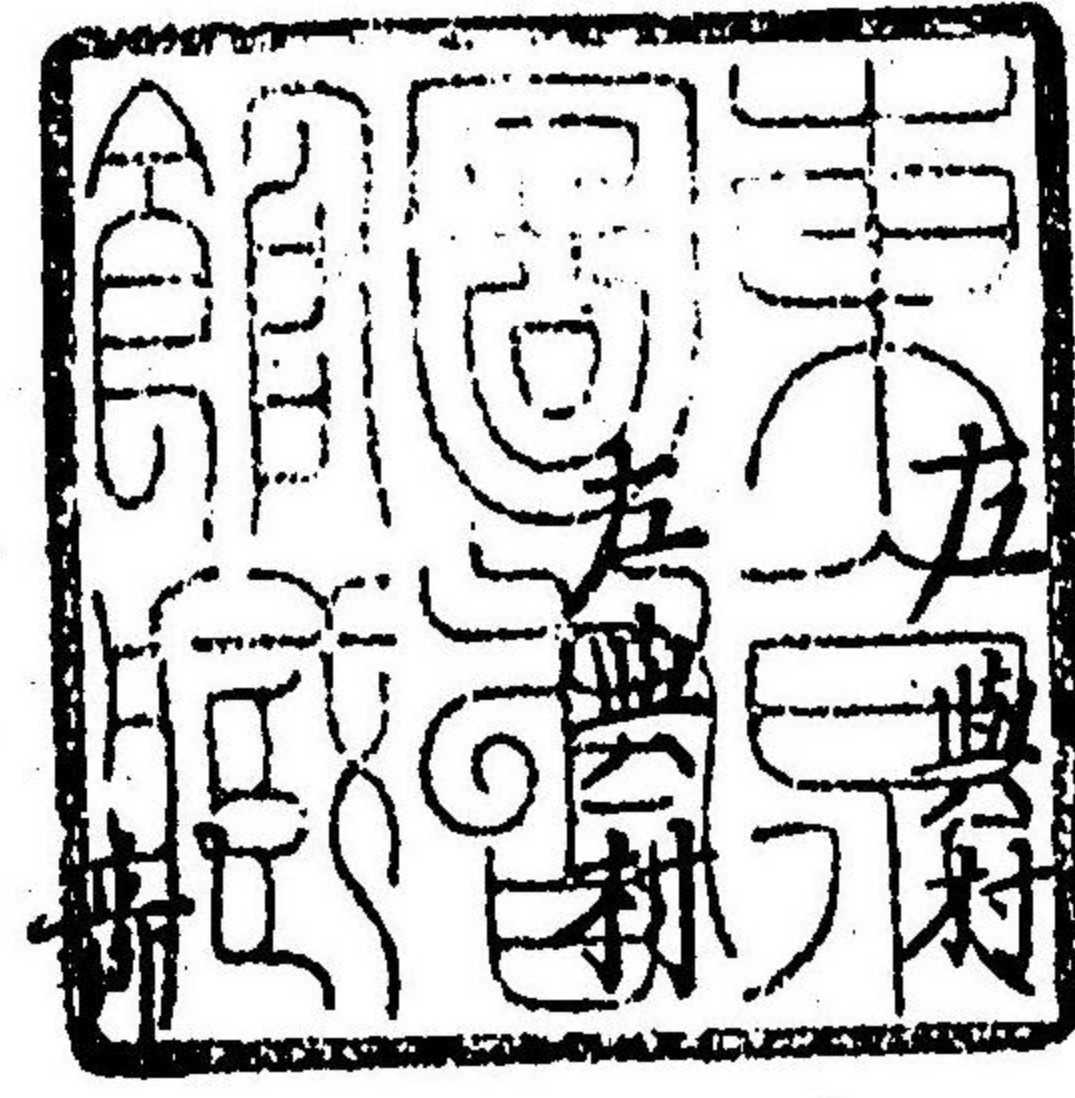
111
257

| | | | | |
|-------|---|---|---|---|
| 館書圖京東 | | | | |
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 |
| 冊 | 號 | 架 | 函 | 類 |

筑紫遺愛集卷九目錄

嘉摩郡

孝心者

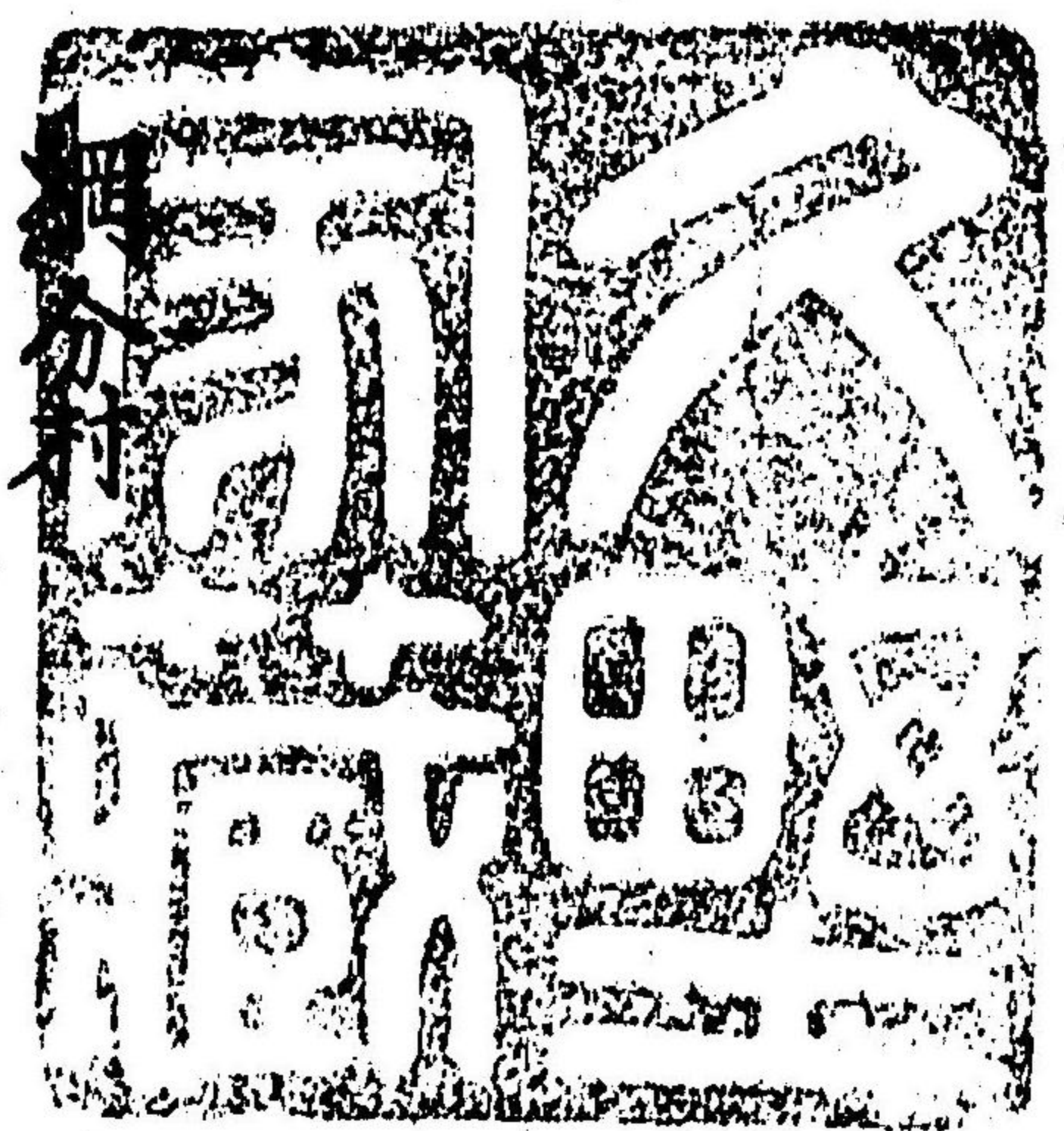


負十
半六
特者

同村

伊八
平一

筒野村



彦十

上山田村

儀七

午隈村

清五郎

平村

左與村

利平

上下村

幸七

弥助
妻

嘉之郡目錄

下蓋村
大里伊賀守
上蓋村
大里内記

穗波郡

孝心者

中村

利六

内野駅

宅右門

八木山村

甚助

横田村

十平

同村

卯六

高田村

彦次

天道町

喜三郎女

大分村

万七卷女

土師村

壽仙母

内野村

川弥妻七

山口村

武平次七

飯塚駅

武助妻

飯塚駅

青柳紀伊守妻

大分村

清七

奇特者

中村

清水宅右門女

壽命村

儀助

同村

好平

舍利翁村

傳吉

長尾村

中野作次郎

川津村

安之丞妻

内野村

次作

掘池村

次平

相田村

兵作

太郎丸村

林次

飯塚駅

清次

内住村

四郎七

川津村

伊左門

長尾村

善五郎

秋松村

嘉右門

同駅

孫七

花瀬村

甚九郎

内住村

吉次

忠義者

貞節者

飯塚駅

源左門入

張市

内野村

茂市妻

勤王者

大分村

大庄屋

矢野倉門

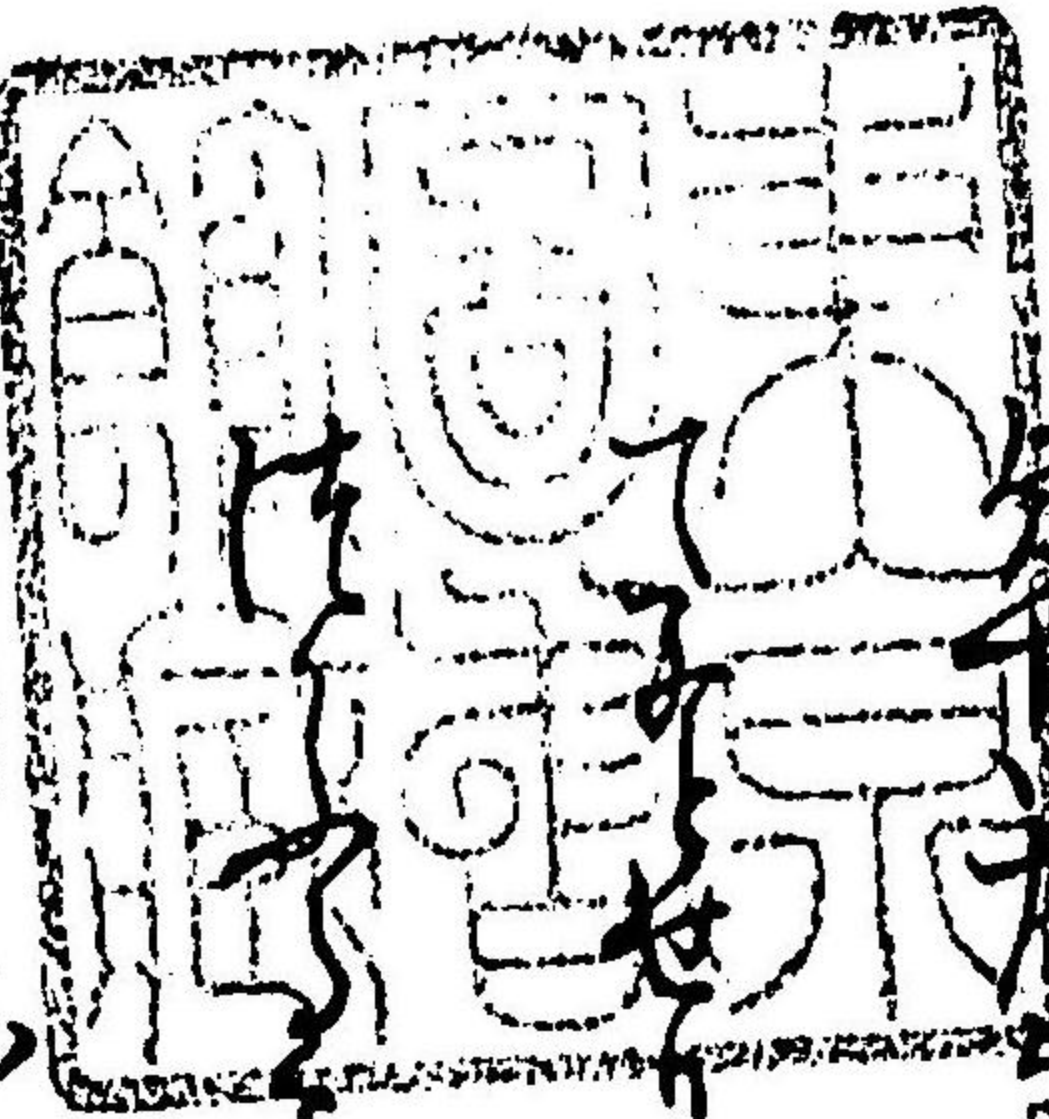
筑紫遺愛集卷九

伊藤道保編輯

嘉摩郡

孝心者

貞十



先年嘉摩郡村の庄屋なり知事の簿より兄弟名高しとる者若
てみせり貞十士の篤實なり者多く忠良人善く高し其婦よ
けりありて其妻よきとれたる善高し六年の甲辰に於て
密閉の封りありて其妻よきとれたる善高し六年の甲辰に於て
孝行せりて其妻よきとれたる善高し六年の甲辰に於て
に追孝せりて其妻よきとれたる善高し六年の甲辰に於て

懐き農業をせしめけり又多務の家内膳事く
彼是行ひの後れり経達 公廳文政三年卯十月
よすを切ひきり

伊八

伊八は此村の人にして其後其ものけり
に存せりなりと云ふ渡りなりと云ふ文政三年父甚年八十歳
より歩行石目田なりと云ふ田思ふ言なりけり父年九十
を好みけり其日存の債後其く其米めり進出なり一里か
くくくくくく伊八の孝なりといふと云ふ世に教れ福なり

達けり文政三年卯十月其綱と云ふを共く其のひきり

彦十

彦十は細分村の彦十なり又を後作なりと云ふ早く其の母彦十
極其く其の室なり者なり獨母なりと云ふ事ありたり其の事あり
に云ふ其の母の事なりと云ふ事ありたり其の事ありたり或時母や
まいたけたりと云ふ事ありたり其の事ありたり其の事ありたり
進出なりと云ふ事ありたり其の事ありたり其の事ありたり母の事あり
をたけたりと云ふ事ありたり其の事ありたり其の事ありたり
かくくくくくくく其の事ありたり其の事ありたり其の事ありたり

菜を無くするに其の毎朝必ず必まぬるを思ふに行かざらん
 常の耕耘をまけみる事なく口をばかしてはたかた母の世に
 頼るにこそ思ふにけしきある母の世にこそこの外愛一序
 七時刻に門は出で待たぬも其の世にこそ其の世にこそ
 宅をよきしりしもの世にこそ其の世にこそ其の世にこそ
 奉りて世にこそ其の世にこそ其の世にこそ其の世にこそ
 悲歎人をもせしむるにこそ其の世にこそ其の世にこそ
 けしきある世にこそ其の世にこそ其の世にこそ其の世にこそ
 ますり平日世にこそ其の世にこそ其の世にこそ其の世にこそ



平下竹野村の組頭より所得半儀が、者よりいふ事々農業
 たるも先年の貢束を収納せり又作有馬等存時未だ其
 而より一は厚く病を病はるる其病中一人心を引ひ疾病
 志けり病を没せり此迄者の志は哀たるも母年一幼年の
 ころ古果後母より一幸ニ歳よりけり幸一御と好みけり
 石虎更より一先く遊めり儀を性せり人れり母の心は春のさき
 を志しけり下家内の者も自れ一平下風儀推移り老母を
 大切しけり一平目人は許一柔和にけり一も疎護のい

ろりか行余も達 公徳天保七年その初よりをわけ
 下儀よりぬり

奇特者

儀七

儀七上田村の庄屋より天資篤實なる者より昔より法念を執
 守り農業を志すも一むけり在村中より一儀七が風を死せり
 百姓を和贖し一けりものいひするも一儀七は昔より百姓の苦を
 念し求むる者より一むけり自らは志すも一儀七は昔より一よ
 き布衣より一束め収納せり一むけり米播り歳成り念より
 粘米より一は志すも一むけり米を穀物より一運ひける在代村より

別業も少く読書も好む事餘りかゝるべく後七才を乞
先達衆より傳へて行はせしむる村民をよ假ひてせまけり
毎ふいよく其まゝかて儀より行跡達 君聴文化を年子
月並らんと初り平日の行常一里の勤勞をせり
清五郎

弥助
口妻

弥助夫婦、草村の人なりと云ふは、一室に家業はせむも多勢
の子を生育せしむる事、農業をせしめ、公役を
大切な勤勞、年貢法を納人にせしむる收納、追々成るる
に随ひまゝ、耕耘をせしめ、志果をもち、家内睦まゝ
彼は奇特の者なりと云ふは、公聴、夫婦の者なりと云
ふ事なりと云ふ

利平

利平は、世村の人なりと云ふは、一室に家業はせむも多勢
抱へ、農業をせしめ、公役を納人にせしむる收納、追々成るる

五をいふけりしに組合の交り教初より一室内和順から申す
むき達 公聴と細い千を仰ふ

幸七

幸七は幸村の組所なり天保を感嘆する者多く耕種の業を精
力をこめし一室を此村より入役せられし幸七を判志けり
村中より御腹口より幸七を身をもつて幸七一統農務を精進
し幸七一村の風俗をよきとす達 公聴をひくと幸七の
徳かりしとく米五俵を徳定る人ひ郡廳より同く五俵を
細いぬはら文化二年 丑六月けりき

大里伊賀守
大里内記

大里伊賀守益雄父子下益村北斗社の神主なり大里内記より
を伯著しりし中益村の神主なり一年山野村細村の
農民願節あり幸七下益村抱内へ聚りけり幸七の人
付其節より幸七の者も教諭けりしり幸七感服
志く仰りしり幸七業やう 公聴と達けりし奇特の事
なりしり各合より幸七を仰り幸七の節より幸七天保
成五月十五日の二りけりし

穂波郡

孝心者

利六

利六中村の人なり生母を養ふ者なり一は養ふに苦みけし
 とも若母のはらう父母を孝心養ふ者なり志すた父母を養ふ
 三歳母を六歳に養ひたりたふそくやみく歩行しんたふそ
 利六下とく文作或は日暮稼げし其余力を以て孝を養ふ
 是より他方より出るとよ必蒸水の用をかくと格と人の
 五十里の道にありし時やみくは夜をたふりたりて
 病をまけしけりたむかく養ひて奇功の者なり

穂波郡

善行の事は遠く公聽遠くは子孫の米を千を種
順に寛政四年五月廿五日

卯六

卯六中村の人多く耕種を生理し農業の誘は農業を
もけり善行の事は遠く公聽遠くは子孫の米を千を種
父母の孝行を多く父宅の十二支に身すり母を
四歳に身すりけり近年服病に罹りけり善行の事
ひきり居る事多しけり善行の事多しけり善行の事
誘せり有徳の事多しけり善行の事多しけり善行の事

まかて卯六の孝行達 公聽米善行の事多しけり善行の事

寛政四年子卯月に卯六早々の時ありたり

壽仙母

馬医壽仙の母玉原村の令子京後負頼の事多しけり善行の事
孝行甚多しけり寛政四年より十三年の間に後せり其
は壽仙の事多しけり善行の事多しけり善行の事
たせ病多しけり善行の事多しけり善行の事
いそりけり善行の事多しけり善行の事
連行多しけり善行の事多しけり善行の事

公聴文化五年辰閏五月廿二日綱若子を獲果しぬ

次次

彦次高田村の人なり田島二町一反余持抱へ耕耨し種を委
し徳上納人に先立て迷ふをさるる後公復方切よ物なり彦次
素大分村の者なり父代より事業く事しけき初めのは
より奉公し父母を奉養し父お果後之田村也とす
者のおよまはるしすまの事いかりれとも器業の遠を見あをせ
石地大分村母の許へ行て安否をいひ行くれし父を死り孝
か言を存しつり其後之田村竹葉の山言ふしつりしに言ふ所の

中をい愛育しより所志なるべき越達 公聴文化五年

未月廿二日綱若子を知りぬ

弥七
日妻

彦七夫婦内野郎と存し竹葉を獲りし者なりおあや
美しき事一子二人を奉養育せり父喜壽坊十一年余し昭徳を
家内の事なりおあやに難美せしを夫婦の者なりおあや事入
けりおあや彦七を救ふも恵みし者なりおあや事入
下出たり綱若子とすしに是も病身なりし事なり持たれ彦七
まはるしおあや事入し綱若子の事なりおあや事入

を作物を傳へり終角不自由なり其に心を保へ家内五人睦
すく夫婦も人孝心を愛せし由達 公聴文化五年

申す月ま細くも子を福り平日の行跡を嘗て其の由り

甚助

甚助八木山村の令なり幼年のはより重く家業入り十四歳の時
父善次お累に度お存しそつこけきと身重き事なせり母幼少
の力をまもりつけ書りけし自衛成長になり一人の力を養
ふもせり一甚助がしひよはま人の力を言連け村業に仁平
といふ方より再婚せし一甚助は父事の方より一農業

なる事より勉勵^ん一追田を愛求む可性ありきけしお相繼
又字なき病ひはお付常々病をなほせし毎日に種よく進め
婦不自由なり其心を養へお病けしたるも二十年はあ
りおゆりし其後母に事なせり父お病けしはひ孝り
かり一母は九十年歳より病死せし哀慕^{あひ}甚しかりし其
くお病せしお家せしおけしお時自ら求むし一富屋お田
島農の糧物およしそましくおつとくおすお病を養ひたり
とまけん年貢法は納進しそまきお但以後十八年の方令り
お勤多勢のお月時ましくお書り志しりし一奇特の者なり

ふらふら其母を養ふ殊にけり父あるやうに農家の中言はる
る事無念のうけをなす年老のけり武平次をしく滋味
をせむ老のころを慰めたり元て教のたまは濟しむる
て志と一より所心をこころ事ひかへり武平次人おかり極
くは疾平しく自ら農をなすをけみ村中の活より一を
りて百姓をなすをさへり父懐き世のつらさ村の困後言へり
きやうく父子の行条達 君聴文政五年年正月父をくた福
るふらふら其母を養ふ殊にけり父あるやうに農家の中言はる

十平
むる

十平、播田村の人なり、幼をまゝしりて人よに天性愛信あり
者多し、父母に孝心をもちたり、父十平、即年久しく病氣を耕
作の業あり、母は年々眼疾をく女子もかゝり難業せしを
見せし、父母にけりく信初も其言をきく、そのをり田畠二町五
反余、持抱へ年貢、儀格にむくましく、心を引ひ毎の課よ
をきめり、十平は家もより耕耘の外一日もいらぬ、他はせし、婦
も、年々けたむけ、婦入るまじ、そのく人々、くく父母、
また、病身とれ、身入るまじ、病をくく、けり、けり、けり、けり、
まじ、上の清年貢より病をく、けり、けり、けり、けり、けり、

知事南もよきふしの法行とてある縁に肯せざる一族
血懐の交りもよる一婦中もた老を心やま由達

公聴文政五年七月米とよすふひより

七
七
七

とて大村村よりなる半海舟より宮内阿由村忠を賜へてそのの
娘より一知事のころより母高身より一乳をたれと宮せり許
に乳をたれけりて母高身より一乳をたれと宮せり許
宮せり一乳をたれけりて母高身より一乳をたれと宮せり許
其行をたれけりて母高身より一乳をたれと宮せり許

かゝる者ありて二十歳より二十歳まで一宮にたれと宮せり許
母の困窮をたれけりて母高身より一乳をたれと宮せり許
内の行歩も自由ありて母高身より一乳をたれと宮せり許
と二十歳の頃より一高身をたれと宮せり許
をたれと宮せり許
日府もあきりて母高身より一乳をたれと宮せり許
ア核のこゝたもよる一娘事を忍びて一の子をたれと宮せり許
とて一かゝる者ありて母高身より一乳をたれと宮せり許
きりて一かゝる者ありて母高身より一乳をたれと宮せり許

予妻も名実ありき者なり姑ははなはたしき事ありしれども
つ姑の心を養ひて諫言をせしむる事ありし武勇の
才子なりし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
睦まゝに孝行ありし由達 公徳天保六年未だ月を廻り
予を弔りて夫婦の平日の行状を考へしる

青柳紀伊
妻

予は叔父行の佐伯殿の幡文の計職なり其妻ありしは名実あり
不考なり留力姑の事ありし事ありし姑十二年以て病死せし
りし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし

舅に忠告をせしむる事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
家の者なりしものを施しに際の際の交り相順なりし事ありし事ありし
其方より事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし

清水宅左門
母

清水宅左門の仲村に仕へたる事ありし事ありし事ありし事ありし
者なりし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし
一死後追孝の志も亦する事ありし事ありし事ありし事ありし
事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし事ありし

まゝかきしはらうとて筆をうけ給ふ心を前ひ袖下よく
まじき所へつゝも一も母の道すよれりける家内膝ま
し〜直ぐの者といふも人まよく交り多き者なり
米敷をきり一孤獨の考を哀れむ世に平近村の火災
にきり考へしつゝを信入ぬこの物をきりしより所行案の奇
持を〜由達 福を獲て〜縁石係りききと世に
かゝりしん

好平

好平は中村の人ま〜其名國中よあ〜り身〜孝子あり

よくその人の志れたり〜若行ありか〜
とも〜行案を〜た〜た〜た〜た〜た〜
好平素より多額の者ま〜農業よ〜
人ふむ〜れ父母よ孝子に〜
を保持〜起中〜食物衣履の〜
〜〜〜父母の心よ〜
政五年にお泉母の同年よ後せ〜其父母の病平介保
味を〜の〜哀慕〜
う〜好平は〜か〜田安二町二

及中ちかく耕化は精力を角の公役を先切し一は役をばらむ
ふよ何事よりとも怪きふりをも入ふつりまじりしき事を
うけとらふとあり又年貢法上納を重んじ毎年迷ふは病
せり好平は之を交せしよりして上を教ひ人をあらわし毎朝未
明よ起りて川端より由き瀬井とより形相へ傍へ上り

國君郷大夫郡宰郡吏より下り郷保村長一族自給せしめ
まての安全をいめりて一日も怠るる事なかりまての折多
けきともふ多の者へ衣履をせしめ米積を補助一或は七倉
ものともいなりしなりかやうしるる金の要を無へ給さん

とらふりかゝり又夜侍より茶籠杖おのやりの物を極へ重
行路の人よあつて或は俄中のをりしるるをたかきりしき
つて人を救ふをせしめ一人は交ふよ涙をあらせり平目牛馬
をいそりかりしるる報をあてしり勿痛のりたるりまな好平
の言行もまゝに世にひきまらるる事おかしめく人お供りされ
い吏婦よ或は作し一邑の風俗よりしるるありぬよりし行突
達君聴志りし言せしりし中よも天保七年徳業を勉む且
作りしむきり田代のりちニ及好平一生の若年首人をあらされ

装束の徳役をも免りて丁後の永く免りのひり

くもくわんりきふ一けむる其の事ひたしつゝみよきふ
のくまけけむりなり好平家多へく耕耨より他ふ
き身たつせしとも精力をそくし父母を保護し美の
親の言よかきひたし事か一潔よお孝とつひつ辱
か行余をらんせん人りつゝら良心を戒殺せし
けしんや

清七

はる大分村の人まおのち際中村孝子好平の為人は誠一善行
衆よとえたる一の上よも遠一志しく堂々然とせし

清七今多知りて中より行ひをく匹夫たしむる同邑
階村の者まとも教信しかりまもかりあふし
清七平日父母を孝へ忠告しつゝおとなしき
天保五年病ひし所一たる一る百方醫らるるを治り美婦
介保一たりきとも遂よ没せし哀慕甚るる其葬埋の
事よ意よいとも追慕しつゝおとなしき其後母た
はるり父よひりかりまも母の言よ脊きし
か一老母をりりききし他所へ行よららしむ他ひ由さ
たりとも清七ことん耕耨をせしむるのくちの田畠

のそとてしきりよせりとも交りまぬりとも老母の安否を
し合事をせしめりあふれりとも交りまぬりとも老母の安否を
交りまぬりとも交りまぬりとも老母の安否を
行路の人の世へあつしむる事ありて花木をとりあはれ
まふかきしり他家よりとり又旅人難儀の者あり行路
て宿をとらりしきりかきしり一町疇よせ居せり也
まの道橋折れたる事人志れりなを修補せりとも
法をり行ひしきり一陽徳多うりきさるる事あり
よりしり後を鑑き其身を信せりとも百世の事
きり少くも後を信せりともあつしむる事ありとも勿新たりとも
月元日やい五帝白かたりし事あり式日こらんかきり
古道橋を修理せり又常々牛馬をとりし事ありおの
家の殿ありとも毎年階家の殿をとりともおの
毎夕故きをたきけりり一歩一冷きよおむりとも
常かきりし法をりし事あり上のおをとり毎年迷り
先年執政近郡のし事ありともやりとも
あみりとも元よありともおの面役免されたりともその
荷物を持運へりし後郡代近村より長尾村よりあり

のそとてしきりよせりとも交りまぬりとも老母の安否を
し合事をせしめりあふれりとも交りまぬりとも老母の安否を
交りまぬりとも交りまぬりとも老母の安否を
行路の人の世へあつしむる事ありて花木をとりあはれ
まふかきしり他家よりとり又旅人難儀の者あり行路
て宿をとらりしきりかきしり一町疇よせ居せり也
まの道橋折れたる事人志れりなを修補せりとも
法をり行ひしきり一陽徳多うりきさるる事あり
よりしり後を鑑き其身を信せりとも百世の事
きり少くも後を信せりともあつしむる事ありとも勿新たりとも
月元日やい五帝白かたりし事あり式日こらんかきり
古道橋を修理せり又常々牛馬をとりし事ありおの
家の殿ありとも毎年階家の殿をとりともおの
毎夕故きをたきけりり一歩一冷きよおむりとも
常かきりし法をりし事あり上のおをとり毎年迷り
先年執政近郡のし事ありともやりとも
あみりとも元よありともおの面役免されたりともその
荷物を持運へりし後郡代近村より長尾村よりあり

多し一百姓の者一かゝるを養ふはまゝも思ふ事なりけり。爾後
村長は法を先服せざるはまゝも思ふ事なり。後之又四郡
之代居村の農民は法を先服せざるはまゝも思ふ事なり。と捨きり
る。中にも預ひぬれど名利をこの手の農民の準則ほんりも
かゝるれり。と願ひのまゝも免れぬ。其等物を石を祈
りて。時文化元年五月廿九日。・

安之丞 妻

安之丞妻川津村の人なり。年は程侯かてせり。其産は昔昔在
惠の市政たをよく。亦昔昔のまねに。教切せり。今

了都廳より文政五年十月朔日。了都廳より。養賢のり。を冠
有白の並志。と。昔昔昔のまねに。教切せり。今
に。まねに。昔昔昔のまねに。教切せり。今
と。まねに。昔昔昔のまねに。教切せり。今

清次

は。法を先服せざるはまゝも思ふ事なり。後之又四郡
年有法。上納年。迷ふ。後之。又四郡
一。和順。中にも。預ひぬれど。名利を。この手の。農民の。準則ほんりも

公。聽。天保六年。庚子。月。廿九日。了都廳より。教切せり。今

二人の妻亦負債せし者あり其多寡の計は詳しく常に修業
強約せり農業を以て其年首迄納金を以てに収入
人の交り親切なり伊吉の妻弟親を以て之を以て
けし其彼は奇特の者なり其達有自ら納金を納
せしり

一家奉^ニ租^ノ額^一 租^ニ率^ノを以て後役大切にせしむ
に其一人は^一誠^ニ奇特^ノの者なり

甚九郎

甚九郎は流瀬村の庄屋なり平日農業に精を盡し農家の
おんをなす一室の惣を以て村中の治よりまかす
其達郡廳天保十年三月十日納金を以てしり

次平

次平は堀池村の介なり田畠一町二反余あり抱へ農業に精を
以て年首迄納金を以て連年を以て其役を大切に勤めり
其法人の交り厚く其多寡の計は詳しく常に修業
由達 公聴を納金を以て其行糸を納金に
天保十二年五月十日

次六

次六川津村の人なり若きものはよく農業をよくしつ
て農友播植の業を熱し田畠四町五反余自作一五反の者多
かりしもの甚多思ふところいけきとつむきよ勤勉よくおこ
るに
宗祖殿一年貢速に防内せり次六とて一十七二歳たせし
平日修業を志し農務をよくしつむきよ公聴奇特
甲子年三月朔五日を初めしは乙未化三年年貢の
吉次

吉次内住村杖に切あしつ心の人なり平日修業を
儉約を志し農務をよくしつむきよ耕作の業精しく田畠三反余持抱外
人の里がりと耕二十余年多貢法を納村中一高に防内
法公役を重んじよく防内を志すに志をく道橋の
崩墮せしを仲補一宗事よく齊ひ多人の苦悶を
おこしき達公聴永永四年三月十日を初めし農
業をよくしつむきよ

忠義者

弥市

飯塚宿源右衛門つと人弥市八田村の若き十八歳の時源左
久世内代をなすを志し若かりし時十六日代に
甲子に弥市をなすを志しはを別く世を衰微におこし難儀の

勲功者

矢野久右衛門

矢野久右衛門は太宰村の大庄屋なりしを其領下の村にお備
み人等々程^程を久右衛門所より其庄屋に入意し其
く風俗^{風俗}を^まま^まと^と農民耕耨を^つつ^つ免^免税^税租^租公^公役^役を^もも^も重ん
じ勤^勤む^むを^たた^たり^り是^を今^も久右衛門の^徳徳^徳を^もも^も重んじ
り達^達 君^君聴^聴く^く其^其感^感の^の以^以年^年々^々人^人扶^扶持^持を^もも^も其^其及
も^も勤^勤勞^勞あり^りけ^けを^を其^其感^感の^の以^以年^年々^々人^人扶^扶持^持を^もも^も其^其及
も^も勤^勤勞^勞あり^りけ^けを^を其^其感^感の^の以^以年^年々^々人^人扶^扶持^持を^もも^も其^其及

安政年中迄存生者

嘉摩郡

奇特者

天保七年申

岩崎村

年月

上下村

賞譽

吉助

不詳

百姓四十二人

貞節者

天保十年亥

大隈村

田村

二月日

善一妻

久兵衛

家

穂波郡

孝心者

穂波郡

賞譽年代 天道町 天保六年未 飯塚駅 不詳 久太郎 十月日 南助

嘉永三年戌 土師村 安政元年寅 津島村 九月日 仁作 十月日 久平

安政三年辰 潤野村 四月日 吉北村 十二月 彦右門 妻 三月日 善八

同六年未 田村 十右門 十月日 十左門

奇特者

寛政八年辰 太郎九村 文政十年亥 太郎九村 十月日 善右門 十二月 外平

天保七年申 太郎九村 安政元年寅 建花寺村 正月日 善右門 氏八 十月日 新藏

安政元年寅 伊川村 賞譽年月 相田村 十一月日 伊三郎 不詳 兵右門

賞譽年月 飯塚駅 不詳 藤三

筑紫遺愛集卷九終

河内侯家集

鞍手郡上

十

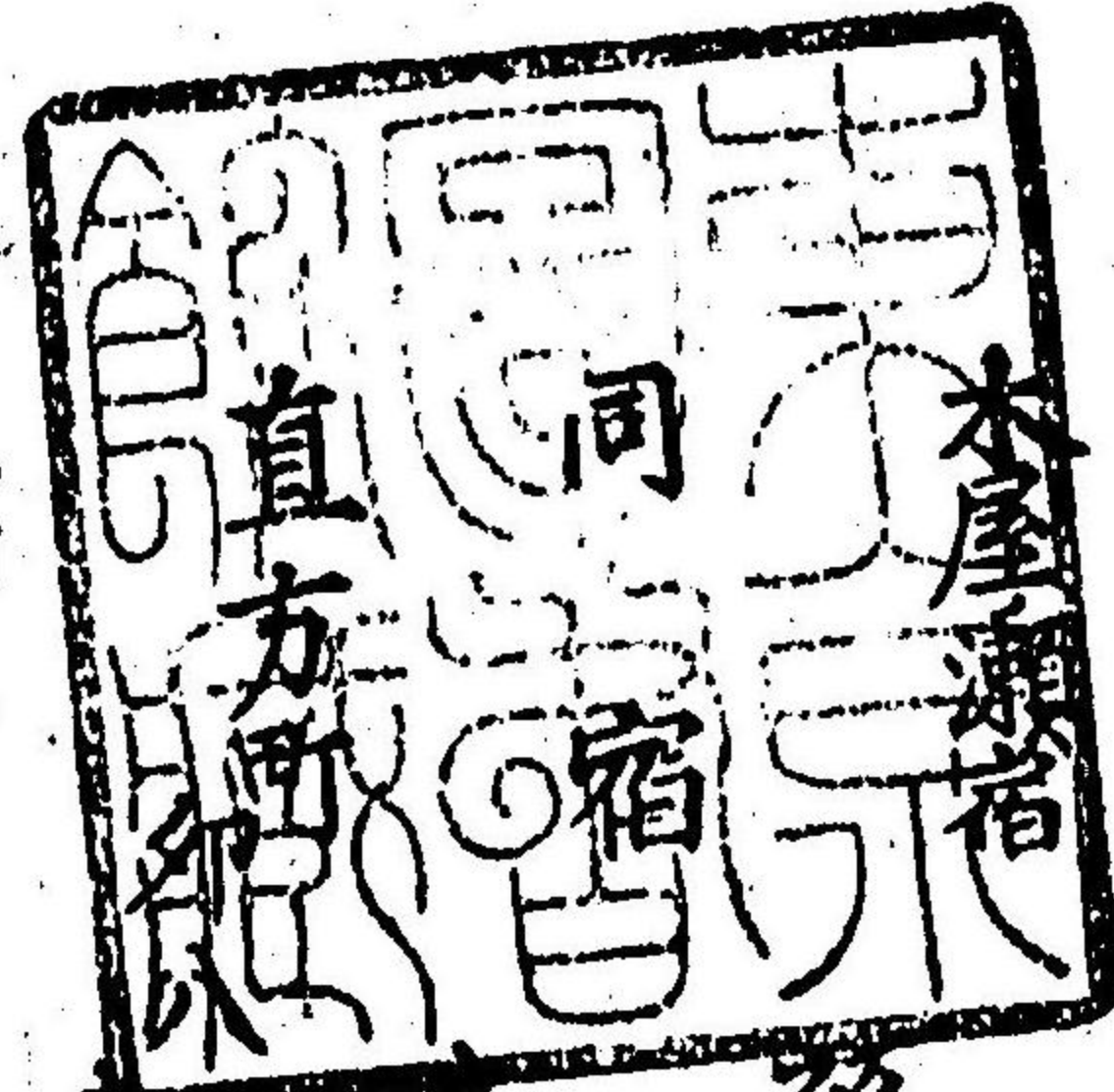
111
254

| | | | | |
|-------|---|---|---|----|
| 館書圖京東 | | | | |
| 一 | 二 | 三 | 四 | 五 |
| 冊 | 號 | 架 | 函 | 類門 |

筑紫遺愛集卷十目錄

鞍手郡上

孝心者



磯光村

木屋瀬宿

孫助
勤六
妻

藤七

武右衛門

代七

鞍手直錄

小牧村

直方町

宮田村

下有森

木屋瀬宿

喜作

妻

乙

與助

與右衛門

惣右衛門



山部村

山口村

野面村神官

木屋瀬宿

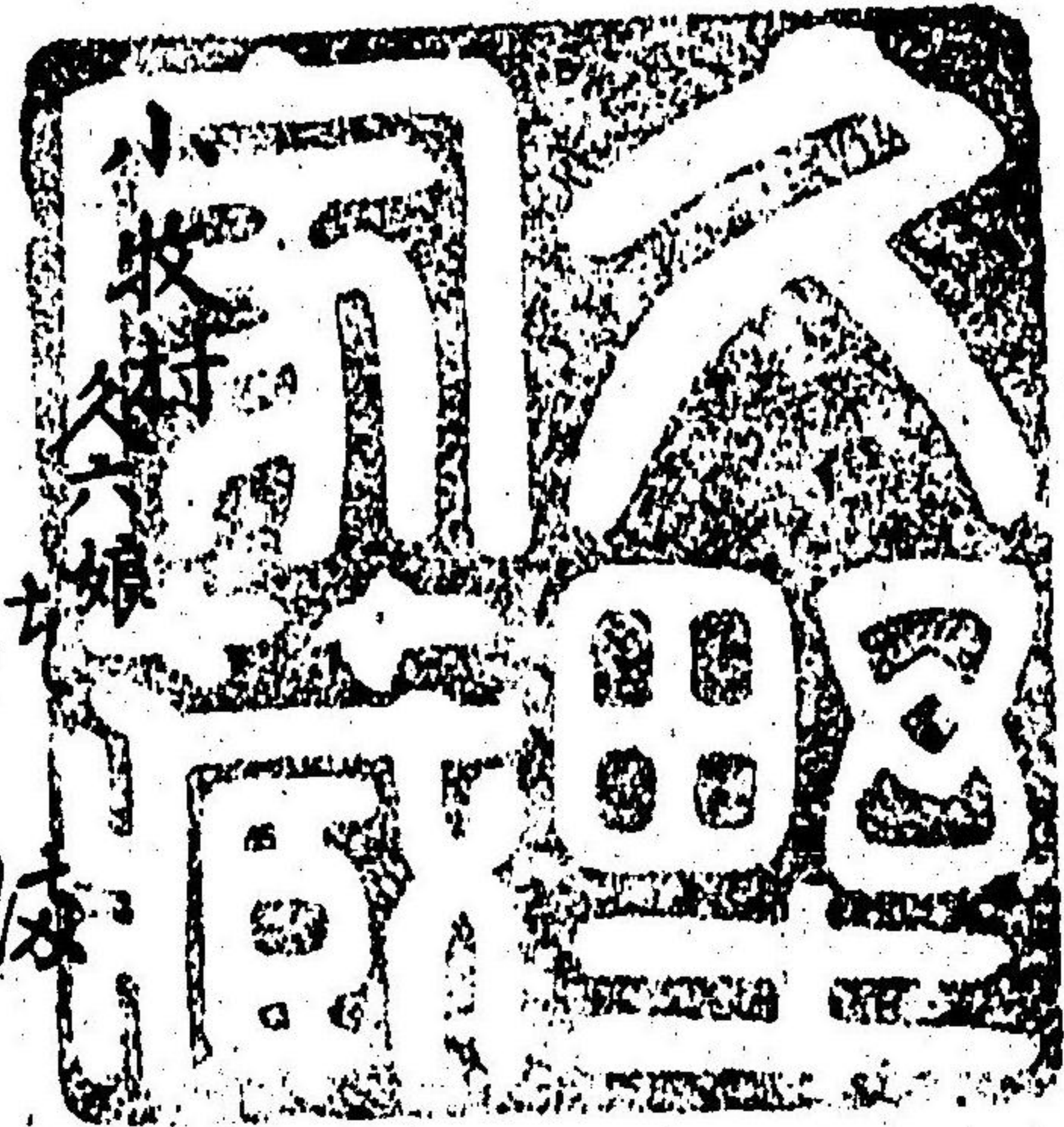
妻

次吉

惣五郎

未松讚岐

專五郎



| | | |
|------------------|----------------|-----------------|
| 直方町 二村養 元よ | 知古村 次平 | 奈良村 利右衛門 |
| 水城村 元次 | 本屋瀬宿 茂八 | 大隈村 佐吉 |
| 水原村 弥平 | 山口村 吉 後家 | 下有木村 喜十 |
| 脇田村 長平 | 下新入村 太助 | 水原村 新七 戸妻 |
| 直方町 平助 後家 | 福丸村 喜十 | |
| | 平村 忠平 | |

筑紫遺愛集卷下

伊藤道保編輯

鞍手郡上

孝心者

孫助



孫助八木屋瀬町の組頭を勤め植木屋と号し天性貞直なり
 若くして老母に能事し其言に不背兄弟に睦し下人に

あまの御心と加へて召仕りまゝ町人の公役錢調に
 ありし金銀を借し納めし心せり金銭を取らざる
 も借しのおもひに福し斗ひえり人の困窮を救ひし
 ることなげなありし孫助平生孝養厚く慈愛深き人

市ノ外町内ノ一ノ懐ノ事ナリ孫助ヲ美名イツト事ナク
あつたとき
後年ノ一ノ寛政七年卯六月米若下を授け

喜作

彦作ハ小牧村の人ナリ若カキ一ノ母ノ事ニテ孝ナリ
お母ハ好メク事アリ何程農業ノ仕事ニテ時々
テノ持入ルハ買求メテ是も仕立メタキ一ノ田圃ヲ持入
行ハ人ノ田圃一町五反ナリ受テ耕作セリ夫婦ノコノ日
田圃ノ一ノカサキキ一ノ老母ヲ抱ク老母ノ一ノ
めた一ノヤにテ牛ノ物ヲ持テ天壽ノ一ノ日ハ母ヲ

せま娘ノ一ノ田ノ取ノ事ナリ一ノ農事
彦作ハ又夫婦ノ一ノ御長ノ一ノ事ニテ妻ヲ夫ノ孝養
ニテ一ノ姑ノ心ヲ承朝暮忘レ事一ノ事ニテ一ノ存在ノ事
彦作ハ不毛ノ田あり一ノ田作セリ一ノ由ニ村ノ役人ノ
彦作ハ一ノ物ヲ私ノ用ニテ一ノ年ニ行キ一ノ事ヲ
代キ一其價ニテ先祖ノ祭ニテ一ノ事ニテ一ノ墓
彦作ハ一ノ御長ノ一ノ御長ノ一ノ時ノ貞物
諸人ノ一ノ事ニテ一ノ約ヲ一ノ事
彦作ハ一ノ田圃持キ一ノ糧ノ事ニテ

何れも神妙ありて超りし事なく世に顯る所

政府より深く褒美しむひく寛政八年辰三月米若干と給ふ

法 備

つや久小牧村久六より久者の娘に生天性柔實ある者あり

寛政九年父久六十六歳母十一歳より久より二人より極意の

身あり六歳の極意なすことにていと多一分れよりつや考ある

考よりくを精進ありく日雇稼をとりて両親を養ひし位初

より親の心をもむより食物衣服をとりて心を養ひきりし

と暖より暑より水凍よりて苦みかきし程より後

を遠くわく久六酒を好みしれハ賢妻内より考り

思ふ求む進みく若きはまじく吟入にれく考親の心よりハ

きりしより苦く抄ひしより熱むかきき女の心

ひらにんく艱難辛苦を忍び給ひ日の守孝養をあり

超考より顯るに 久六より久く寛政八年辰三月米若干

と給ひく褒美より給ふ

基 六

勘六ハ本伊波驛の人ありける家傳あり考りし位初

に虚言といひて考母より孝考りし事より一族町内の考りし

内にて膝をくゞきせり妻も孝順しつゝくゞき顯りき
邦君はもとく寛政八年辰十二月米若子と流ひぬ

傳次妻

傳次八山部村の人なりけり平次守りて後を妻たるは
もく七十余歳の姑をひまゝに侍奉しつゝ人あはれ
しつゝ却後よりお業いそかゞき申すつゝいそき申すを
いほりて侍奉しつゝ儀もつゝのそき申す可杉の所
植やめつゝそれく日つゝめにせしむるもつゝ八妻人
もく姑も奉りつゝ侍奉しつゝいそき申すつゝ八世業いそ
り

も田圃の稼りつゝの姑の食物薪水にもつゝ奉
しつゝやに平いおき長より一人姑の例に侍奉しつゝ人
のよはせたるは田圃を植耕起しつゝ息つゝのそき申す
階家の文もつゝお業いそかゞき申すつゝいそき申す
も孝行ありて
公助達一寛政八年辰十二月
米若子とせしつゝ褒美しつゝ

卯八妻

卯八おち方町の人なり妻も孝順しつゝくゞき顯りき
事へ侍奉しつゝ姑のよきも侍奉しつゝくゞき顯りき

次吉
惣五郎

次吉惣五郎兄廿八山村の人にして其の愛儀多し者なり
父九右衛門八十一歳母七十七歳のころ兄次吉の家に入り老
人夫婦の徳を事三人ぶかりて其徳を以て其の相善
農業の精力と励みたり惣五郎多し其れを父源と名
めしゆかりて其徳を以て其徳を以て其の徳を以て其の徳
へ進みて後合を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
元へ持ちし其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
よかりて其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て

りかして其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
介抱意を以て其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
其我の命を以て其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
其自にかりて其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
其徳の徳に附流ひ其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
其徳の食事と其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
けきハ其徳を以て其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
孝養の感に其徳を以て其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て
心つらし其徳を以て其徳を以て其徳を以て其徳を以て其の徳を以て

弟父母の言を奉りて之を勉む郎夫婦兄次吉とてに於藤原の
事へ方なく家内睦まじく孝事を行はせりて之を世に顕せ
し 公の御代に寛政九年己六月次吉惣五郎へ米若干と魚之
を褒獎し給ひたり

藤七
武右衛門

藤七武右衛門ハ磯光村の人也兄を又次とて父太郎七とて
不者ハ寛政九年より三十年迄死せしに兄才三とて少
だ知事たりとて母一人とて昔昔一兄又次を奉公し遣り
各角一とて命を侍りしけり又次高きとてちり候

下ノかぢ弥増園窮乏せりてと幼年ありて藤七武右
兄才三に才三とて母一人とて長病の介抱をせりて
友人とて成長すといはれし人ハ藤七之言儀を聞き
みくま人の義ありてとて孝に身とけりて授を給りて
儉約を守り給りて給米の肉と母兄へ給り其残り終り
も貯へたまはれり田畠とて買求め寛政九年のはらう三十石の
田畠を持抱へり田畠拾ひあつて藤七も分家し百姓
の産業の本つきたり兄才三の死は父も勤めしりて
かゝるに何れも心を配り母に孝養を盡し一年貞

も諸人に先を速り納め奇特あり由達

公聽寛政九

年巳十二月友人へ青銅若干を授けたり。

與ハ助
與右衛門

與助共右衛門ハ下有木村の人より兄弟共うま生ゆる後儀も
者あり安永元年より父を病中風とあり歩りけり
同八年終り病死せり歩續き母も寛政二年より同病
症より歩行けり同六年終り病死せり共助共右衛門
異母の兄弟あり何隔あり合せお親ありめの病中
介抱より夜心を利い元より貧しき人に年々の病

に赤増を授けり女の田地も當代より介抱の助より利いけ
まハあつた一錢の貯りあり兄弟更りに奉公に出せり
心を常り取續きあり親にあり養ひし難儀よりせり父
母の死後追孝の志存り忌日ありハ兄弟合墳墓を
一存生の時のこゝろ教ひ哀慕あり又農業より
多し勵めり兄弟孝友より顕はる達
二年申五月青銅若干を授けり

公聽寛政十

未松讚岐

未松讚岐ハ野面村の神官より磯光村の神友長屋安房

うきなりー未松の家の養子とあきり其はくう其母中
風を煩ひ行歩かふにに横伎意事へ病ありま
何せり其身ま人に何事にあはれ不自由なき様と心
を用ひ方便のけりれも自ら取あつひ母のゆに任せ
脊負くを其のこちなきをとりまきり母の病苦を助け社
用の外に整くも他方へ不行余儀なくせりけりあきり一高
まきり夜更しに寝ま母の機嫌を伺ひ遠くりにま
其趣を意よ母よ告其尅限をふりて必歸りー其母
に母の心を慰むるをむねけりゆゑ母も横伎の他方へ

いづれもまきり其母も年々一く眼病もくゆいゆゑのこ
がくし讀妓も十四五年の間癩癩を病もく其母も其後儀な
アに母の孝養聊等余にまきり其徳人の勝も孝心を儀な
ふ趣達 公徳享和元年酉三月米若干をぬきり褒美せり
せり

いづれは横伎社用の障りなきを其母も其母も其母も
けりれ其母の例は錢百五十目半り其母も其母も其母も
やまおひは其母も其母も其母も其母も其母も其母も
人も其母も其母も其母も其母も其母も其母も其母も



千七百八十のりく一十和のれ八百五十目の銭を失ひ
 り是令へ盗人のみわらひんてははひ先此はまを
 ちあしんてははれまをさへけりまをへはま人も未だ
 廉直まをを厚く感謝けりまをへははま共身大両まを
 けりまをへははま母に事へまをまをへはまへははま
 ひらひらまをへははまへははまへははまへははまへ
 ぶまをまをへははまへ

代七

代七木屋瀬駅の人ちり出生の砌遠賀郡香月村の野山捨

ら此れたるを同村次郎一とて者夫婦よく拾ひとり名を
代七と呼び言ふもの如く愛育しけり次郎一愛ふありしに
十三歳の時本居御驛平藏といふ者の家へ出されしを
いづる代七三十二歳の時父又平藏病死せり一にその病
痛切きをて死ねの再斗いといふ言ふり一其年義父次郎一
父子ともに病死一義母中風をせり介抱すま若くは
又老一けきハ次郎一に姪のあはれにけりおを病ふまきまといひ
とて代七とけあし親の事をもていひおのちたて介抱
せしり一其由をりて其言をいせり一其母八十六歳一ちるま
より申風を病み家内の歩り侍せり朝夕の食の服系
お代七自ら進め二便のた扱ひ一も一人に侍せり長の病
中少もいひまじやをらんせり孝養終りておちて昔に法令
と守り町内の交りいせらるに一孝心愛儀ある由達
公聴享和二年戊戌九月米若千といひぬ

惣右衛門

惣右衛門八木屋瀬駅の人也生の貞妻ある者まて農業を
ねとけいといふ言ふをて一其言をいひて母に侍
祿を家をもてけりお行ひおちたて簡をいひ行ひ

アトシテ老母長く病ひ申す人惣たらし夫婦を介抱誠
を盡しけき事茶切なくして病死せられた追孝の志も亦く
年々貢も諸人より先達速にその村役人の教をとり用ひ
法令を守り善心内里を越達 公聴享和二年戌九月未
若丁と仰ぐぬ

専五郎

専五郎八木屋瀬驛の人なり知少のはより家儀よくものに
享和二年廿四歳より廿六歳ひましく父称吉を半信けり
享和二年廿七歳のはより中風と煩ひ家内のおちよけり

ひまにたかきと丁寧に分抱初々の言のまゝ専五郎
習事より進め居る好みけり心算をせりしりとも思ふ
すゝめあひの行かへりおけり事孝吉忠と仰ぐ
秘吉を病む享和元年死せりけり葬式をなす意い
かりし事惣て所役人の教を奉りて馭内の交りて
平生柔和の内達 公聴享和二年戌九月未若丁と仰ぐ
心よ

少く直方町醫師二村養三娘あり知年のは母病がれハ
父若丁より二ツの養をせりし長き事

継母一事で一孝あり、継母一男子二人出せし一其は、継母ありし。
 卧けきハ、人にて父母の能事二人の中、其は、継母ありし。
 そと、継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。
 継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。
 買す。継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。
 父の陽一、其身に衣物を質物、ついで、継母ありし。継母ありし。
 多く、継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。
 継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。
 厚く、継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。継母ありし。



四人膝まゝく号し泣き乞食あり美名しつゝとなく達

公聴享和二年戌九月米五俵を興へて孝順を名高く祈り

次平

次平ハ知古村の人なり生得家儀あり者として婦む傳次より
者同屋にいり多事あるをせり父次作とて者痰癩たんいの病ひよく
寛政辰年より家内の歩りしけり令らるる進まらりしれを
次平大い心をいたまはる夜意を介抱しけり父の病を治す
好めし多事ある内より買求へ進め交ハ家のくちらに床を
しけ蚤敷をまけり冬ハ燈を造り影を焚火をくす

年と凌りせりハ極多の事とて人の及ぶ事とて又次作
老病より十二年ける一日片時も怠りぬる妻ハ享和二年
より十年に及り病がせりしは三歳の男の子を身に入
させきり一歳に及りては自ら死せり
とて心志しりて妻とてハ父の介抱且書業の事とて
年より一歳に及りて一族血陣の者なりは妻を呼入法
せよ介抱せりし事とてハ一歳に及りては妻を呼入法
あり介抱せりし事とてハ一歳に及りては妻を呼入法
ありし事とてハ一歳に及りては妻を呼入法ありし事とて

一久村役人中合次平の家に住居せしむるハ利徳ありて
て進めけしむる家もちやそく多勢の人々對不自由にあつて
うのち父より事の方手援はるる人なきは心入りて
けしむるもくはるる人父享和元年八十一歳に
病死せしに葬送せしむるもくはるる人父享和元年八十一歳に
あるもくはるる人父享和元年八十一歳に
ゆつゆい長の高申の斎席のち扱せしむる切りぬる
せしむる次平の法令もくはるる人父享和元年八十一歳に
公聽享和二年戌九月未八俵をくちりぬる

次平孝行のかけ人のを徳しく利徳をばらけし生て愛

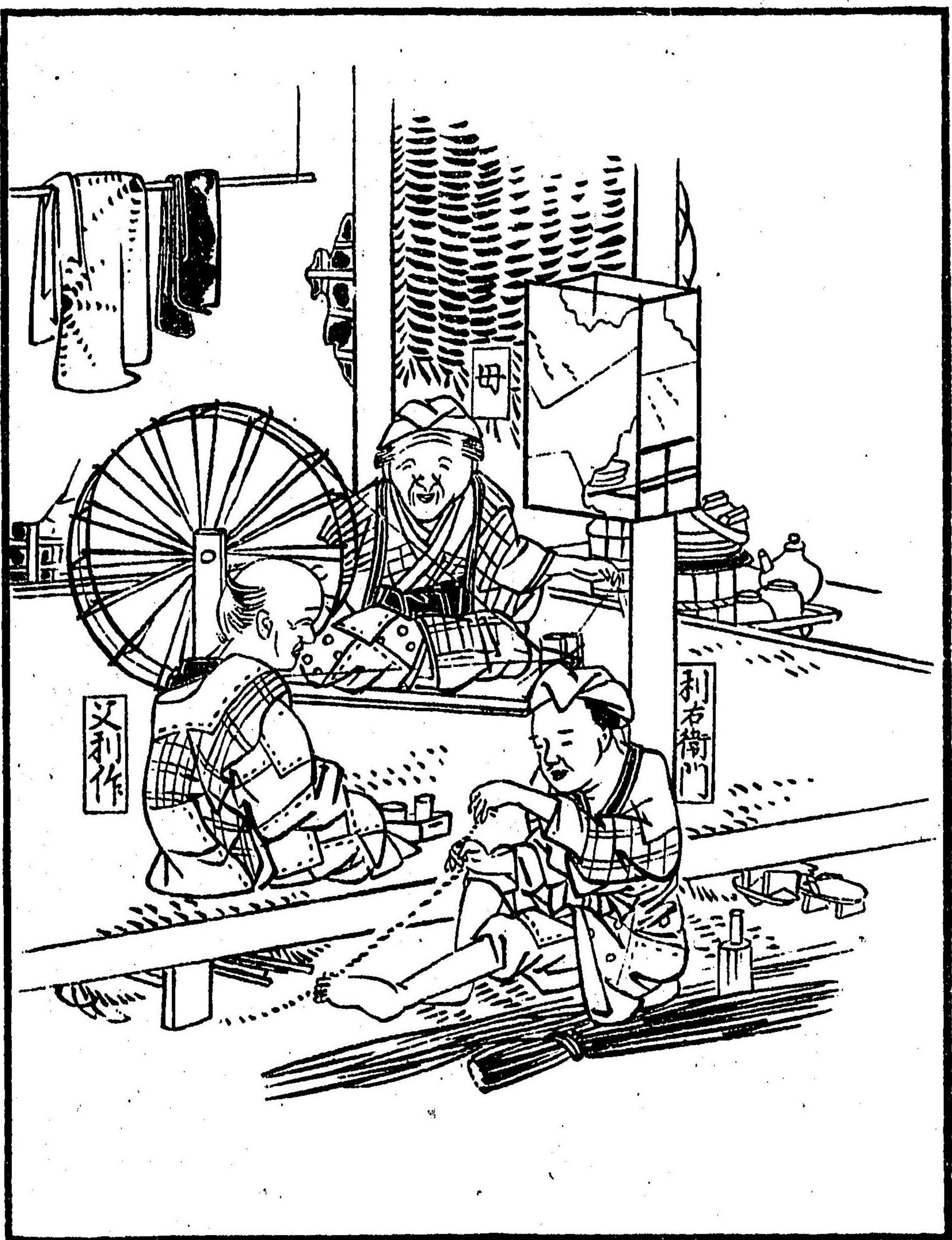
教一死てハ哀慕すむの稀なる者なりしなり

利右衛門

利右衛門ハ奈良津村の人あり官六中山村の者なり利作
とく者の者なりとあり利作の官六の田畠をばらけし
とく牛馬の愛買をばらけし莫太は杖をまきし田畠あり
浦宿居しとく愛買は其後のつらきとくは其の利作
太歳とありけし身帯たはらしとくは其の利作
業ハいしとくは其の代に日を送りけしハ詮方も

ふきこむるなりけり利右衛門一日々早く身付けへて半父母の艱
難をかんつき夜おほい晝夜辛勞せし十九歳の時病にちかひ
意の事入けしハ半父母のあはれもなきにせしりしをせむ
とハ事なきに田島とていふに人なきをせし或は半父母
を代りて半父母を養ひしにせしに高上居てハ三人共身
なきをいへりけしハ又一ハ一ハをせしめしりし其の
半父母ハ少くはせきのいふもなきにせしは後一年の内に
又ハ借財多くいふにけしハ利右衛門ニ度長く身付けをせし
ゆゑ其錢を多く借財せしりしけり利右衛門の生得宿儀な

る者なく主人を勤むるが事あるをせし居夜心をせし事なき
年限もすけりハ利作も元祐増すりてありて借財もすき
つてハ半父母ハ利右衛門もすき年を延べけり其艱難もすき
されりかゝりて半父母ハ勤むる大切ものせしを主人に利た
り孝心を感へ奉らる年限もすきハ養父母をいふ事なき
家に居りてすきにありて是もすきにせしハあはれもす
かゝりてすきにみ炭薪もすきにせしめしりし半父母ハ不自由
もすきにせしりてすきにありてすきにせしりしハ
半父母の心を勤むる主人の勤のひまハ人にもすき其



貸銭をよこしおとす母に衣袴をよこし持入るるもけきまは家居
 もの人の牛馬おし信りておとすのさげん利右衛門又利作
 して佐助の小家を造りて村役人の差遣りてけ作を助させ
 けけん其は一統の水難き田畠凶作けきまやま多る躬
 に逼りしれり年貢六丁みやうたをさめん自分け糧八日葛根
 を堀り菜を播ちて食しれり半信父母はハハハハハハ
 持る物もてりん孝養のいしこしやあまの越達
 公聴享和三年亥五月米若子を與へて其孝行を厚く褒奨

かたがは

家より遠く膝すゝ一歳八夫婦の孝心ありて是達

公聴文化十二年亥寅月廿二日若下を納ひたり

佐吉

佐吉は下大隈村の人なり生得寛後ある者にして父母に事して孝行
人に接するに十六才のは平吉十二歳に於て果母六年久しの中風を
やむ身辨自せりては佐吉をより養ふの居宅もあらず人共家
をりては佐吉一人を養ふては母の勤勞をくよの一夜仕
事ハ持てりて夜よと程を申朝ハ早く起り其日の食も亦
水もくくの人を養母は事を降たに程もあらず母の勤勞

たり養ふこれ母にハ少も不自由をせんせりて孝心ありて

一達 公聴文化十二年亥九月廿二日若下を納ひたり

弥平

弥平ハ水原村を奉りて入る者の下男也生得心ありて者なり
とて西宮の養育せりては母に事しては孝ありては
は平を村に奉りては母に事しては孝ありては
本をりては孝ありては母に事しては孝ありては
に兼美味ひて食物ありては必持存り母を侍り
一母中を養ひては孝ありては母に事しては孝ありては

毎朝未だの起升をくみ合ふことの人見をせん一
新より耕作の出すも夜をまはり母の安否をといひ夜は自家の
用事を仕度急ぎ作らるる母は忠告をせり女は忠告をたれども
母はあも衣食の不自由をせん自家の味なきものはあは
自ら合せしむ必抄りて母は進んでよりかゝる越後郡藤原
下はあも千を無言に嘗てれを自らよみ合せり皆母の精米
に致し其の定儀を今も深きよりおきしは無難にせしりといふ
母十年の病を治するもくは哀慕は今なき一追孝の志を承
りて其後お身をもてせん人の節は精を今もおとすべし

公役を重んじ終るるは又牛馬をたれといひはひたりともは彼是
喜十の行条の人を擲せり越後 公聽米若丁を初し生涯其
身を復せしめたり于時文政元年一月丙子よりお身もすあ
追孝をせり善行をやまし進めけり其の志を耕ひて抱田比若
丁を郡藤原の文をりて世にたれ其の志を耕ひて抱田比若
丁を郡藤原の文をりて世にたれ其の志を耕ひて抱田比若

忠平

忠平八上村の志をりて世にたれ其の志を耕ひて抱田比若
躬をたれ其の志を耕ひて抱田比若
とてお身もすあ

居材にまかりしにまゝに身かたつてころを自ひ父母の孝養を以て
 之の姉を愛掛けしを神又授けし此孝の志亦怠りまじき孝年
 成長まじしに徳ひまじき志は兼て人よりけり然るに母
 に忠告を以てしに徳ひまじき母に孝養を以てしに徳ひまじき
 罵詈雑言も其志を以てしに徳ひまじき母に孝養を以てしに徳ひまじき
 人の田圃をかりしに徳ひまじき農業の精を以てしに徳ひまじき
 多量の金子付の田圃を以てしに徳ひまじき物を以てしに徳ひまじき
 丁村中の者も親切とてしに徳ひまじき村中人の利を以てしに徳ひまじき
 孝心奇特を以てしに徳ひまじき 公徳文政元年六月米若干を納め

喜加吉
 後家

嘉吉は家に出村の人となりは徳ひまじき田圃四反を以
 余持抱しに徳ひまじき夫嘉吉を以てしに徳ひまじき一日に農業を
 勤し子供五人を養育し男は徳ひまじき徳吉門
 酒を好むるを徳吉買米を以てしに徳ひまじき徳吉門
 ひろくおし徳ひまじき命を以てしに徳ひまじき徳吉門
 めお病急しに徳ひまじき徳吉門
 きー女の身はく奇特の旨達 公徳文政元年寅七月米若
 千を納めり徳吉門

一も報一のうへに一を佐初も孝養志しきりさ父も有る家
ある者にも長年孝行をせりし家内睦しきり農業をせりし
年貞治十一年遠に納た公役出た切も初也孝心奇特る由
達 公聽米若干を賜ひしは文政二年卯十二月ちりし

七年淳朴にけり農業をせりし父の厚恩を報ひし孝に
教へ出入父先づり手澤のなすりし所にかきりし藤林に
せり孝志を報ひし皆衆人の乃りし所あり

太助

太助八下新入村の人ありは得た家あり者けり父甚てしり者風

疾き十七年煩ひけた母もあつる者あり母はけり金夜
病跡をきりけり父は父は父はお承りしは高申朝堂の令あり
も太助ををりし令ありお承りしは高申朝堂の令ありし
りや何事か父の心をしりしお承りしは高申朝堂の令あり
すりし可なり糊ありしは高申朝堂の令ありしは高申朝堂の令あり
父の看病ありしは高申朝堂の令ありしは高申朝堂の令ありし
日はしりの隙ありしは高申朝堂の令ありしは高申朝堂の令ありし
ありしは高申朝堂の令ありしは高申朝堂の令ありしは高申朝堂の令ありし
は高申朝堂の令ありしは高申朝堂の令ありしは高申朝堂の令ありし

の家よ母を脊肩負りて粒みぢき帰る次方つれづれ迄介抱
せしむる大助の孝行達 公徳文政十二年丑月吉鉤着下を
世々く褒賞するべし

新妻

新妻ハ水原村の庄屋を新妻入りしむる言ふ者なく家内多
人取膝下くまき一母なくお累父侍した事なく孝あり侍年寄
風をやり起所と不自中たしむる言夜も病をうらむく母身在
屋兼よ並信分判役もし御下り公村の用より帰る
しむるれも必共家内父と母をとり司向の傍に全母家

に帰らお言をこし用信外に迷ふ御しあく父の心をあせし且信を
平目酒を好みけむ二日の昔を酒ののりお侍と仕あり
元々父の好む酒は行はしむるやむしむるせり遊ばしむる父
お田圃にゆきまきやむしむるやむしむるお侍を扶くおまき侍
或は下人をもた昇せ建りお侍を介抱しむるお侍のよきこと
ま歸しむるは厚き人をもたにけむしむるお侍を素よりけむるお
侍もあつて骨に事の方けむしむるお侍もあつて侍を身はかり
久しに築垣のまきおまきお侍もあつてお侍もあつてお侍の
首よりお侍入代をいひお侍もあつてお侍の首よりお侍

とき新七存命第一村の風俗もまろくまろくも奇特の者な
 る由達 公聴新七よき人扶持を仰い素にい米若子を仰ぐ
 夫婦の孝心貞順を褒美しつは天保六年未三月ありき
 出川若一五八かろりい面中是孝子の疏節あり疏節
 なるいしよきをり者甚味あり新七を存命を助之
 公村の用はく出入甚志けいせいの一役もく出たるけ
 入るも助せしむるも一又滋味をすむる身はしつと
 したるいしつたふにいあるいけきよの供養ありてあな
 自ら修り徳色ありていすのいあるいしつと能志を善

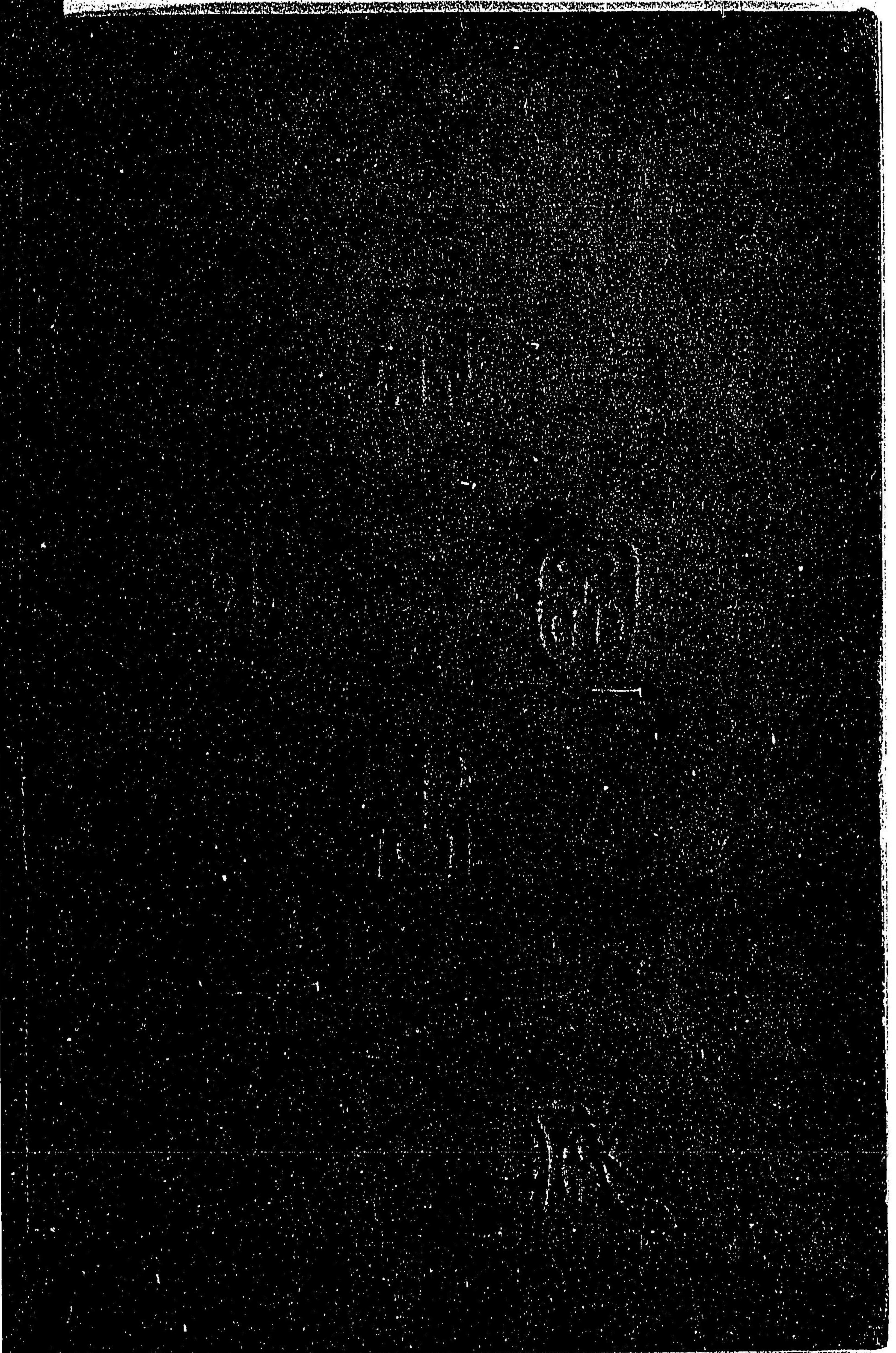
ひ病席の介抱父のそけいせりていあるいけきよの供養ありてあな
 哀しむるをせりていあるいけきよの供養ありてあな
 うのいしつたふにいあるいけきよの供養ありてあな

平助 後家

平助は直方町源七といふ者の出でつと其妻より忠告守津
 ち格の者より寛政十二年直方町の判入其のち平助は嫁
 せり源七より忠告守津の者より忠告守津の者より忠告守津
 目石自由はく忠告守津の助けのいしつたふにいあるいけきよの平助夫婦は
 貞之より忠告守津の者より忠告守津の者より忠告守津の者より忠告守津

111
7
2544

1947



1947

111
合 7
254

筑紫遺愛集

嘉永
大郡
總務
新郡

九
十